

○山井委員 十五分間、質問をさせていただきたいと思います。

参考人の方々におかれましては、大変お忙しい中お越しをいただきまして、大変重要なお話をお聞かせいただき、ありがとうございました。

私、二〇〇九年から一〇年にかけて、民主党政権で長妻大臣のもと、厚生労働大臣政務官をさせていただいておりまして、そのときに、この労働安全衛生法の改正をしようということでスタートした話でもあります。今回、成立に近づいてまいりましたが、それから五年間かかったわけでありまして。

何としても、半歩前進、一歩前進かもしれませんが、この改正はしていかないとかならないと思っておりますが、三人の参考人の方々の話をお聞きして、まだまだ不十分な点は多いなということを変更して痛感しております。

やはり、話を聞けば聞くほど、労使は対等ではない、働く労働者は非常に立場が弱い、体を壊しながらも働かざるを得ない、そういうふうなことを改めてつくづく感じさせていただきました。そのような非常に弱い立場の労働者、自分で体調が悪くとも病院に行きたいとも言えないケースもある、あるいは、もう少し休みたいけれども、これ以上休んだらそれこそ解雇されてしまうのではないかと、家族のことを思えば思うほど、つらくてもそれを言えない、そういうふう感じたわけです。

労働安全衛生、労働者の健康を守っていく上で、この弱い立場の労働者をいかに守ればいいのか、このことについて三人の参考人の方々の御意見をお聞きできればと思います。よろしく願いいたします。

○三柴参考人 御質問ありがとうございます。

メンタルの課題というのは、本質的に、確かに労働者の弱さが、使用者との関係での不均衡が浮き上がる面と、労使の構図では見られない面と、両面あると思っております。

特に、立場の弱い方にどう手当てするかといったときには、一つにはやはり、メンタル対策といえども、手続をしっかりと進めていく中で、例えば、悪質なハラスメントの防止であるとか、それから条件変化が激しいときのサポートとか、人事労務管理にかかわるけれどもここだけは最低限守っていただきたいところをまず確保すること。あとは、ストレスチェックなりなんなり手続をしっかりと進めていくことが基本になるのではないかと思います。

○寺西参考人 やはり使用者側が、働く人の健康、そして長時間労働になっていないか、過重労働になっていないか。過労死する人は、全て真面目で責任感が強い人ばかりです。そういう人に仕事が集中する。そして、語弊がありますが、適当にしている人はうまく逃げていく。でも、やはり優秀であればあるほど仕事から逃がしてもらえないというのが実情であります。

ですから、そういう立場を承知しながら仕事を山積みにするという実情がある中で、やはり少なくとも、使用者側にしてみれば、最低、法的に守る健康配慮というのは必ず義務づけて実施していただきたいところが、働く人を守っていくのではないかとこのように考えております。

○圓藤参考人 使用者対労働者という構図では、かなり厳しい構図になろうかと思います。そこに産業保健というものがでてくるかどうか。そこに産業保健が見えてくる状況になれば、その間で適切に判断し、アドバイスし、両者に対して物事が言えることが多いと思います。

したがって、産業保健について多くの方が活動しておりますけれども、まだまだ全ての労働者にサービスが行き届いていない、そういう実態がございますので、至らぬところもまだあろうかと思っておりますが、やはり、産業保健がしっかりしておれば、それなりの対応は可能であろうというふうに考えております。

○山井委員 ありがとうございます。

先ほどの寺西参考人の話の中で、結局、真面目で責任感の重い人ほど頼られるという話がありました。それに加えて、家族思いで、同僚のことを思っておられる、そういう方ほど健康被害を受けやすいのではないかとこのように思います。

そういう意味では、非常に、ある意味でいい人ほど健康被害を受けてしまう、やはりこの構図は何としても打破していかなければならないと思っております。

きょう、中原のり子さんもおられますが、御主人の利郎さんは、小児科医で、子供が大好きで、子供のため、子供のためということで、小児科医の現場ですっと働いておられて、結局、最終的に過労死されてしまうことになりました。また、西垣さんにおかれましては、私も先ほどのお話を聞いて改めて考えさせられたのは、すごく優秀だったわけですね。優秀だったがゆえに頼られて、しかし、こういうシステムエンジニアの世界では、うつになったりするのはいくらも当たり前だと。

幾ら何でも、お話にあったように、確かに企業の利益はもちろん大事ですけれども、しかし、それによって健康を害したり、あるいは命を失ったりすると、それは、本人にとってはもちろんですけれども、企業にとってももちろんよくないわけですから、やはりそういうところを変えていかねばならないというふうに思います。

そこで、寺西参考人にお伺いしたいんですが、法律を遵守してほしいというお話がありました。私たちは国会議員ですから法律をつくる立場なんですけど、幾ら法律があっても守られなかったら意味がないわけで、しかし、残念ながら、こういう労働基準法、労働安全衛生法というのは、割と現場に行くと緩いというか、抜け道があるような気もするんですが、長年活動されてきて、どうすれば企業に少なくとも今ある法律を守らせることができるのか、このことについていかが思われますか。

○寺西参考人 例えば交通事故であったりとか、ほかの法令、それはいろいろ厳しい面もあるんですが、本当に、働く人が守られる法律というのは、個人が幾ら努力しても、また、一企業がどれだけ努力をしても、なかなかこの厳しい競争社会の中で守ることができないということがあります。ですから、本日は過労死防止法の直接の場ではございませんが、私たちが求めているのは、国がこの法律に責任を持って過労死を防止する、そういうことを求めているわけです。

ですから、個人や一企業や、そういったところでできないことは、やはり国の責任でもって防止に向けて指示を出していただきたいというふうに考えております。そうでないと、なかなか、働く人の意識、これは、立場の弱さから意識を変えようと思っても、弱いところから変えられることではありません。

モラルの欠如というのは、国がそういう方向を示していただくことによって国全体のモラルが上がっていくというふうに考えておりますので、ぜひ先生方のお力をおかりしたいというふうに思っております。

○山井委員 今回、労働安全衛生法、メンタルヘルスということが大きなテーマ、ストレスチェックがテーマとなっております。

私も、高校時代一番の親友が、クラスメートで、三年間同級生でいましたけれども、私の最も尊敬する、私がこういう福祉や政治に入るきっかけとなったすばらしい親友でして、高校三年間、大学六年間、九年間ずっと一緒にありました。

彼は性格がよくて、優秀で、そして、私からいうと神様のように、自分のことよりも人のことをやってくれる。私も高校時代、勉強を教えてもらったりして、彼は自分のことを後にして困っている人に勉強を教えて、こういう人間になりたいなと思って私も福祉や政治の世界を志したんですけれども、彼もやはり勉強もめっちゃくちゃできて、研究もめっちゃくちゃできて、その結果、残念ながら、メンタルな病気になって、結果的にはクラスで一番早く亡くなってしまった。それも自死という形をとってしまった。

だから、とにかく、先ほどもおっしゃっていたように、逆に、どちらかというとも真面目でない人の方が力強く生きたりして、一番性格がよくて、家族思いで、仕事に情熱を持っていて、優秀で、そういう人ほどメンタルな病に傷ついたりしてしまう、この現状を何としても変えていかねばならないと思います。

正直者がばかを見ると言ったら言い過ぎかもしれませんが、このような不条理な現状を変えていくために、改めてになりますが、寺西さん、どういうふうなことをしていけばよろしいでしょうか。

○寺西参考人 私ごとですが、私の夫も本当にそうでした。真面目で責任感が強い、優秀で仕事熱心な、本当に頑張り屋さんでした。やはり、そういう人を使い捨てるのではなくて、そういう人を大事に育てていただく、そういう社会と、そして会社の考え方、そういうところが大事かと思えます。

そのためにも、真面目で責任感が強い、そういう優秀な人が過労死する社会ではなくて、そういう人が報われる社会、そういった国づくりということをこの国会で考えていただきたいし、私たちはそのような望みを持っているところです。

私たちは本当にお願いする立場でございますので、先生方で、立法のお力で何とかしてほしいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○山井委員 ここは本当に、きょうのお話は、御本人は当然みずからの健康、命を守れない、職務に忠実であればあるほど守れない、かつ、企業もどちらかという利益に対して労働者の健康を後回しにしてしまう、この構造を変えられるのは法律であり、まさに政治家の責務だというふうに思うんです。

そこで、三人の参考人の方にお伺いしたいんですが、今回の労働安全衛生法の中で、企業名の公表というのが入っております。これは、一回ではなくて、繰り返しそういう違反があれば企業名の公表ということになっておりますが、先ほど寺西参考人からは、繰り返しじゃなくて、一回でも企業名公表で、それぐらいしか実効性のある改善措置はとれないんだというお話がありました。

改めて三人の参考人の方々に、この企業名の公表ということについて、御意見があればお聞きしたいと思えます。

○三柴参考人 お答えにならないかもしれませんが、極めて難しい課題だと思っています。下手に公表してしまうと、取り返しがつかない結果を招くことも一方ではあるわけですね、企業に対して。

変な話ですけども、例えばメンタルの課題についても、経営者も悩んでいるはずで。管理者も悩んでいるし、これを、要するに、単純に誰かを悪者にすることで解決できるかということ、そう単純ではないと理解しておりますので、企業名の公表については、本当に悪質なところについては正直あってよいと思えますけれども、その選別において極めて慎重にあるべきだということを考えております。

○寺西参考人 過労死を出した企業と申しますのは、先ほどの意見でも述べさせていただきましたが、少なからず労働違反が見受けられます。過労死を考える家族の会では、ほとんどのところが労働違反というようなところが見受けられます。

そして、過労死ということは命の問題でありまして、企業の世間体が大事なのか、働く人の命が大事なのか、またそういう情報を、例えば労災申請した段階で、労働行政に携わっている行政官は全て知っているわけです。そういった貴重な命を守る情報を、行政内だけで隠してしまうというところに問題があると私は考えています。

ですから、この過労死ということ、そして労災申請というところを一番よく知っている労働行政の方々が、法律がなくても、これは考え一つで公表できる仕組みだと私は考えております。ですから、命を守る視点で、そういった情報を公表することによって、企業またその事業所は本気になって猛反省する、職場改善する。

そして、何も悪い例ではございません、公表することによって社会的信用を得る、そういう意味も含まれています。ですから、公表したから悪いのではなくて、そういう原因があるから結果が出ているんです。そこをよく考えていただいた上で、そこで反省をして、職場改善なり企業の改善も公表していただくということで、何も企業が、公表されたところが悪いイメージになるわけではありません。

企業名を公表することによって、例えばブラック企業とか、そういうレッテルを張られるということがありますが、決してそうではありません。反省すれば、そこはまたそれで社会的責任を盛り返すわけですから、ぜひ公表をして、そして企業は反省し、また反省したことを社会が評価すればいいと私は考えておりますから、ぜひともそういった実態は公表して、みんなで共有すべきだという考えを持っております。

○圓藤参考人 今、寺西先生がおっしゃられたように、公表してバッシングするというのが目的ではないと思っております。公表するというのは、どのような事案であったのか、どのようにすれば防げただろうかということを検証するためのものであり、今後そのようなことが二度と起こらないようにするにはどのようにするのかということが重要であろうと思っております。

また、好事例といいますか、非常によくやっている事例、このようにして成功していますという事例も公表するということが非常に重要であろうかと思っております。そうすることによって労働災害が防げてきた歴史がございますので、メンタルヘルス関連に関しても、そのように公表するというのを活用していただきたいと思っております。

○山井委員 どうもありがとうございました。

国会議員の立場から言わせていただきますと、どちらかという、こういう労働法制というのは、きょうお話

をお聞きしたように、正直言ってちょっと緩いという、法律はあるけれども、実態は事実上もう違法すれすれ、あるいは見て見ぬふりみたいなどころがありますので、こういうところを、私たち国会議員も、きょうのお話をお聞きして、そういう認識というのは改めねばならないと思います。

深刻なのは、きょうのお話でありましたように、メンタルな部分も、若者のその状態が、西垣和哉さんのように、非常にふえてきている。こういうことは当然あってはなりませんし、また、中原利郎さんのケースでも、小児科医が過労で亡くなってしまうというのを見て、逆に、有為な若者が、小児科医や産婦人科医や救急医はやめておこうと。やはりそういう社会であってはおかしい、世の中で非常に重要なお仕事をしてくださっておるわけですから。

きょうの参考人の方々の御意見を踏まえながら、来週水曜日、さらに労働安全衛生法について審議をして、しっかりと労働者の健康を守っていくように頑張ります。

まことにありがとうございました。